

## 計画の理念

### (1) 基本理念

「市民が自転車を大切に、市民・事業者及び行政が協働して、ルールの遵守・マナーの向上を図るとともに、歩行者及び自転車利用者が安全で安心して通行することができる自転車のまちづくりを進める。」

### (2) 計画の柱

自転車は環境に優しい乗り物であり、健康増進に効果があるなど自転車の持つメリットを最大限に引き出せるような取り組みを進める必要があると考えている。

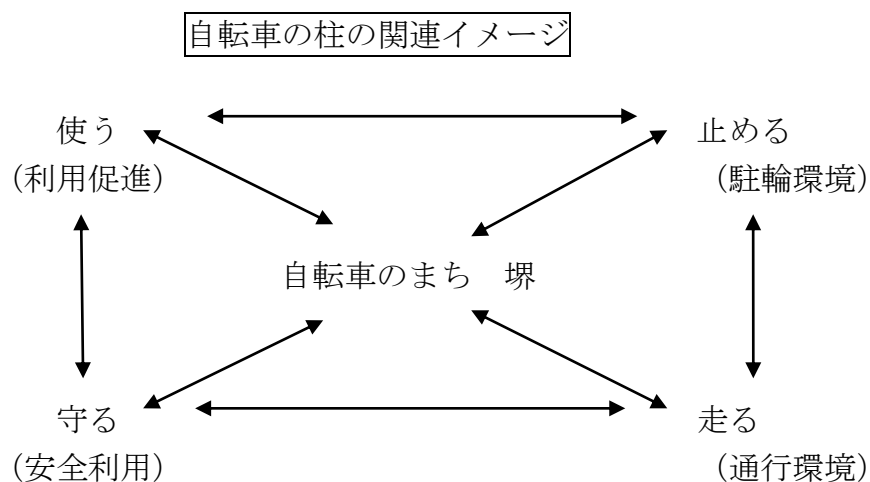
基本理念を踏まえ、本市の自転車安全利用を促進するため、人が自転車で移動しやすいようこれまでの駅前の駐輪場のみならず、人が集まる場所での利用実態に応じた駐輪場の在り方を考えていく必要がある。

自転車は都市内における交通手段であり、安全に利用するためにそれぞれがルールを遵守しマナーの向上を図り、人優先の意識のもとで通行することが大切である。

そして、歩行者と自転車利用者がより安全に通行することができるよう連続性を確保した自転車通行環境の整備を図っていく必要がある。

このことから、自転車の基本性能である「使う・利用促進」「止める・駐輪環境」「守る・安全利用」「走る・通行環境」を計画の柱とした堺市自転車利用環境計画を定め自転車のまちづくりを推進していく。

下の図は自転車利用環境計画に位置付けたそれぞれの柱が、各施策・事業が相互に関連し、本市の目指す「自転車のまち 堺」を実現していくものを表している。



- 1、自転車を環境に優しく、健康に良い乗り物として利用を促進（利用促進）
- 2、自転車の利用を促進するための駐輪環境の整備と放置自転車の削減（駐輪環境）
- 3、自転車の交通ルールの遵守とマナーの向上と、安全なまちづくりを市民や事業者と協働して推進（安全利用）
- 4、歩行者と自転車が安全に通行できる自転車通行環境の形成（通行環境）